

## **[事案 2023-346] 特約無効等請求**

・令和6年11月27日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、特約の無効等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成29年11月に利率変動型積立保険を組立型保険に転換したが、以下等の理由により、収入保障特約以外の特約の無効および既払込保険料の返還と、担当者から繰り返し不適切な対応を受けたことによる慰謝料の支払いを求める。

- (1) 募集人は、自分が希望する収入保障特約に加入するためには、定期保険特約等にも加入しなければならない、収入保障特約だけの商品はないと説明したため、募集人の説明を信じて申し込みをした。
- (2) 本契約のうち、収入保障特約はそのまま残し、定期保険特約は契約者を法人から代表者に変更した上で、保険金額を減額して受取人を代表者母に変更したいと希望を伝えたが、担当者（募集人とは別人。以下同じ。）は、希望する変更内容を十分に理解せず、誤った説明を行った。
- (3) 担当者とは、「担当者が3か月間ボランティアで清掃すること」を手打ちの条件とすることにしたが、保険会社は、担当者が約束した「ボランティア清掃」を、担当者に行わせることはできないと述べるようになった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本転換を取り扱った募集人は、令和元年8月に死亡したため、募集人が申立人に対してどのような説明を行ったかは確認できないが、販売可能かどうかは、募集人に貸与している営業用携帯端末での保険設計の可否から容易に確認でき、本転換の際には、募集人だけではなく上司が同行していたと思われ、募集人が、誤って虚偽の説明を行った可能性は低い。
- (2) 担当者による本契約の契約変更に関する対応について、担当者には、SMSの着信に気付かなかったという軽微なミスはあるものの、担当者と上司は、申立人の照会・要望に誠実に対応しようと努め、また、軽微なミスについて繰り返し謝罪を行っており、不法行為は存在しない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時における事情や契約変更に関する対応等を確認するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。